R2年度より 補助内容を拡充・名称変更

地域で子どもを育てる体験活動支援補助金について(ご案内)

2019年度まで実施していた「自治会等地域ボランティア学習活動支援補助金」の内容を改め、補助内容を拡充・名称を変更し、2020年度より「地域で子どもを育てる体験活動支援補助金」を実施します。

補助を希望する団体は下記をご確認のうえ、申請してください。

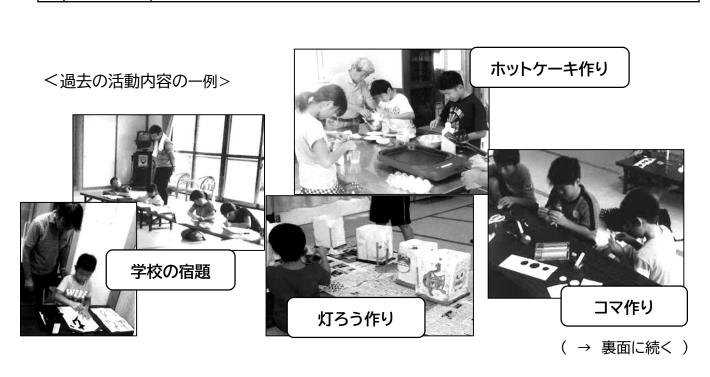
【事業概要】 長期休業中に自治会等が行う3日以上の各種体験活動に要する経費を補助

【補助経費】 下記の経費の10分の10以内、合計 上限4万円

費目	補助対象額	上限額
指導者謝礼(1回あたり1,800円/人)	実費	
消耗品費(各種教材費等) 使用料・賃借料(入場料等) 旅費(鉄道費・ガソリン代) 印刷製本費(チラシ代等)	実費	<u>合計 4万円</u>

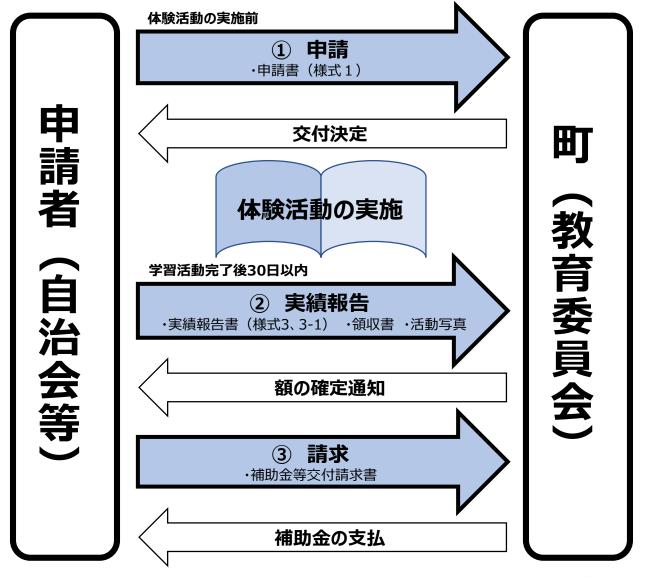
【支給要件】

1	事業主体	自治会、自治会PTA、地域の有志・団体 ※個人での申請は不可	
2	参加者	地域の小学生、中学生(原則5人以上としておりますが、自治体の実状によります。)	
3	体験活動 の内容	1 自然体験事業(キャンプ、自然観察等) 4 交流事業(高齢者交流、国際交流) 2 生活体験事業(料理教室、宿泊体験等) 5 学習事業(長期休業中の自学支援等) 3 伝統文化継承事業(しめ縄作り等) 6 教育委員会が認める有益な体験活動	



【申請方法について】

申請様式は、町ホームページからダウンロードも可能です。記入例も作成したので、ご参考ください。



※概算払い(前払い)を希望される場合は、申請時にご相談ください。

【その他】

・申請は、各団体年間に1回のみ

【注意点】

- ・申請額は、実績報告額を下回らないように、よく検討し、申請してください。
- ・申請時に書類確認を行います。申請者の印鑑を持参してください。
- ・支払いは、銀行振込となります。町に債権者登録がない場合は、口座情報がわかる ものと印鑑(認印可。ゴム印不可)を持参し、債権者登録をしてください。
- ・申請は「体験活動の実施前」、実績報告は「活動完了後30日以内」に行ってください。

【申請・問合せ先】

活動内容が補助対象となるか不明な場合は、事前にご相談ください。

北栄町教育委員会事務局 教育総務課 学校教育室 ☎0858-37-5870